Q&A【案件形成*事業経費】



- Q) 成果連動払いの契約について、予算額はどのように設定したらよいか。
- ✓ PFSの事業経費総額は、一般的に、成果指標値が上限まで改善した場合の支払額(成果連動払いのほか、固定支払いがある場合の事業経費総額は双方の合計額となる)をもって設定します。
- Q)議会や予算部局への説明はどうしたらよいか。
- ✓ PFSの事業経費総額は、一般的に、成果指標値が上限まで改善した場合の支払額を もって設定します。
- ✓ この事業経費総額ついて、その必要性や妥当性を説明することになりますが、その際に 根拠となり得るのは、将来の社会的便益や社会的コスト削減額の算出です。
- ✓ 定量化されていない住民ニーズを評価して価値を特定していくことも考えられるため、 その場合の考え方を、WTPとしてPFS共通的ガイドラインに盛り込んでいます。
- Q)事業経費の財源にはどのようなものがあるか。
- ✓ 委託者である地方公共団体の一般財源のほか、サービス利用者による支払い(負担)、 寄付(個人、企業・団体によるもの。事業によるリターンがないもの。)、補助金が考えられます。
- ✓ 企業版ふるさと納税を活用した事例もあります。